

国有林材の安定供給システムによる販売

趣旨

システム販売は、需要者と協定を締結し、林産物を数量・価格の両面で安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、今後より一層推進していきます。

また、林業の成長産業化に向けて、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築に向けて、さらに政策効果が高まるよう見直しを加えつつ、積極的に活用していきます。

平成28年度実施に向けた改正について

改正ポイント 1

協定量に対する販売量の大幅な過不足が見込まれる場合の取り扱いについて、あらかじめ協定において明確にすることとします。

- ① 過不足の取り扱いを双方で協議する旨協定書に明示します。
- ② 過不足の基準は、2割とします。(※ただし、立木販売では合算する支障木量は含みません)
- ③ 著しい不足が見込まれる場合、協定署内の他事業地又は他署との調整により、可能な限り不足の解消に努めます。

改正ポイント 2

企画提案書における「評価項目」の「標準点」、「加算点」の区分を見直します。

- ①「標準点（配点50点）」を配点対象から除外して、需要者の「必須要件」として事前審査とします。
- ②「必須要件」は、全てを満たしていなければ協定予定者として選定しません。（別紙1）
- ③「加算点（配点50点）」を見直し、「評価項目」を5項目とし、取組等の数値の上限を100点とします。（別紙2）
- ④「買受希望単価」を除く4項目のうち、一つ以上の項目に取り組み内容を記載する必要があります。
- ⑤ 総配点数が15点に満たない場合は、申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定者として選定しません。

必須要件

【製品販売及び立木販売共通】

- 林産物売払いの一般競争参加資格を有している
- 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有する
- 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある
- 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でない
- 警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- 製材工場等については、JAS認定工場である(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る)
- 原木市場等(※ただし、立木販売は「素材生産業者等」と読み替える)については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである
- 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みである

【製品販売】

評価項目		配点	評価基準
原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの		20～0点	各項目ごとに、取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているか否か
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効活用を図るもの(新規需要開発を含む)		30～0点	
地域の振興等への貢献を図るもの		20～0点	
山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの		10～0点	
買受希望単価	120%以上	20～－10点	
	115%以上～120%未満		
	110%以上～115%未満		
	105%以上～110%未満		
	100%以上～105%未満		
	90%以上～100%未満		
	90%未満		
前回のシステム販売における取組状況		0～－10点	意図した結果が得られているか否か

【立木販売】

評価項目		配点	評価基準
作業仕組みの効率化、機械化の推進等による素材生産コストの低減、林地及び残存木の保全を図るもの		20～0点	各項目ごとに、取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているか否か
未利用資源の低コストな収集・運搬システムの開発等による森林資源の有効利用を図るもの		30～0点	
原木の効率的な流通や新規需要開発、木材のカスケード利用の促進を図るもの		20～0点	
地域の振興等への貢献を図るもの		20～0点	
応募した物件の協定予定量の初年度物件に対する買受希望単価	500%以上	10～0点	価格評価における予定単価に対する買受希望単価の比率（小数点以下切り捨て）
	300%以上～500%未満		
	100%以上～300%未満		
	100%未満		
前回のシステム販売における取組状況		0～－10点	意図した結果が得られているか否か

平成28年度システム販売(製品販売)について

公募及び対象物件等について

- ①公募総量は、約370千 m^3 を予定
- ②公募は、前期(3月上旬頃)、後期(7月頃)の2回に分けて実施予定
- ③1物件当たりの公募数量(ロット)は、1~5千 m^3 程度の見込み。なお、バイオマス需要等の地域性を考慮し、複数署を組み合わせた大ロット物件も予定。
- ④カラマツ一般材については、新たな需要開拓への取り組みに加え、既存利用であっても規模拡大等による道産材シェアや需要者の範囲を拡大する取り組みの提案も募集

申請に当たっての留意事項について

➤ 企画提案書の作成

- 応募物件にかかる取り組みを具体的に記載して下さい。

➤ 企画提案事項

- 購入する材の利用計画は、原木の分配、加工・流通の経路がわかるように記載して下さい。
- 原木の長級は、希望することができます。
- 企画提案する取組内容は、次ページ以降の審査のポイントを参考に具体的に記載してください。

製品販売における審査のポイント ①

※ 審査は、企画提案書の記載内容のみに基づくこととなりますので、取り組みの内容はできるだけ具体的に記載してください。

項目	取組内容
原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	◎ <u>製品の生産にかかるコストの縮減</u> 工場設備の更新などによる加工コスト縮減にかかる取り組みを数値目標等も含めて、具体的に記載してください。
	◎ <u>原木及び製品の流通にかかるコストの縮減</u> 原木及び製品の輸送や流通にかかるコスト縮減の取り組みを具体的に記載してください。
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの(新規需要開発を含む)	◎ <u>原木や製品の付加価値の向上を図るもの</u> 原木及び製品の付加価値向上にかかる取り組みを具体的に記載してください。

製品販売における審査のポイント ②

項目	取組内容
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの(新規需要開発を含む) ※つづき	◎森林資源の有効活用を図るもの 低質材、原料材、未利用材の有効活用の取り組みについて具体的に記載してください。
	◎国産材の新規需要開拓・シェア拡大を図るもの 新規需要開発、国産材シェアの拡大等の取り組み等について具体的に記載してください。 ※TPPによる国際環境下での体質強化
地域の振興等への貢献を図るもの	◎地域の林業・木材産業への貢献を図るもの 地域への貢献のうち、森林整備などの林業・木材産業への貢献する取り組みを具体的に記載してください。
	◎総合的なTPP関連政策大綱への貢献を図るもの 製品を地域の農林水産業用として供給するなど、農林水産業への貢献を図る取り組みを具体的に記載してください。

製品販売における審査のポイント ③

項目	取組内容
地域の振興等への貢献を図るもの	◎その他地域への貢献を図るもの ・林業・木材産業及び農業・水産業以外で地域への貢献を図る取り組みについて具体的に記載してください。
山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの	・自動選別機等の活用に当たって、山土場からの輸送手法、工場土場での選別、仕訳手法等について具体的に記載してください。

協定締結後の売買等に関する留意事項

◎ 生産事業の進捗状況を踏まえ、署との間で売買契約を締結することとなりますが、企画提案内容であっても、以下の事項等要望に応じることができない場合があります。

・多種、多様な長級の採材

希望長級には可能な範囲で対応しますが、多種類の希望には、対応しかねる場合があります。

・2. 70m未満の短材を優先する要望

通常3. 65m等の長材採材可能な場合、長材を優先するため、2. 70m未満の短材については、要望数量に達しない場合があります。

・仕訳方法の細分化

径級区分毎の巻立て等については、各事業箇所の上場の状況等により、対応可能な場合とできない場合があります。具体的には各署の資源活用担当者と相談願います。

平成28年度システム販売(立木販売)について

公募及び対象物件等について

- ①人工林の本格的な利用期を迎え、今後伐採量が増加する立木販売において、システム販売を大幅に増量させる考えです。
- ②公募時期については、前期(6月頃)、後期(11月頃)の2回に分けての公募を予定。
- ③バイオマス資源の利用にあっては、カスケード利用を基本としつつ、有効利用を促進するものとします。
- ④A材や大径材の需要創出に向けて、資源供給における団地化が可能な主伐林(複層林含む)も対象とします。

立木販売における審査のポイント

以下の例で示す事項等を考慮し審査を行っています。

- 高性能林業機械の効果的な配置による稼働率の向上、効率的な作業に取り組むものか。
- 短幹集材システムによる用材、バイオマス材の効率的な収集・運搬に取り組むものか。
- 各市町村等での熱供給事業との連携による効果的、安定的な原料供給体制の充実を図り、地域への貢献を図るものか。
- A材及び大径材の需要創出に取り組む製材工場と連携して、国産材の利用拡大に取り組むものか。
- おが粉や家畜敷料など農業関連利用の促進を図る、安定的な原料供給体制の確立を図るものか。

民有林と連携したシステム販売 (民国連携システム販売)

趣旨

森林・林業施策の一層の推進に資するため、民有林と連携して実施するシステム販売です。

実施に当たっては、

- 民有林と国有林が連携して林産物の安定供給体制づくりを進める
- 民有林における施業の集約化
- 未利用間伐材等の有効利用等

などの取り組みを促進するため民有林所有者等と協定を締結し、林産物の販売を連携して行うものです。

民国連携システム販売で期待される効果

- 民有林の参画により、安定供給可能量がさらに拡大
(民有林材のシェアは道産木材の約7割)
- 民有林の施業集約化の推進や民国連携した森林共同施業団地設定へのインセンティブ
- 協定締結者のメリット
 - 民有林所有者等
 - ☆確実な森林整備の推進
 - ☆安定した販売先の確保
 - ☆施業の集約化による生産コストの削減
 - 素材生産事業者
 - ☆国有林のみでなく民有林を含めた安定した調達先の確保
 - ☆未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用

民有連携システム販売の協定締結

民有林・国有林の連携

国有林

- 施業の集約化
- 森林共同施業団地の設定等に取り組む者を公募

公募



趣旨に賛同し申請

民有林所有者等

素材生産事業者

樹材種、期間、数量について協定し供給

公

価格や供給量については、樹材種や供給可能性が異なるため、それぞれが独自に判断



告

樹材種、期間、数量について協定し供給

民国連携システム販売の仕組み

1. 民有林所有者等の公募

民有林と連携したシステム販売を実施しようとする場合は、当該システム販売に先立ち、参加する民有林所有者等を公募し、審査。

2. 審査

システム販売への参加を希望する民有林所有者等からの申請に基づき、要件を満たし、システム販売に参加することが適当な者かどうかを森林管理局が審査。

3. 数量等の決定

システム販売の対象とする民有林所有者等の木材の樹材種及び数量等について、システム販売に参加する民有林所有者等と協議して決定。

4. システム販売実施公告

5. 協定の締結

森林管理局長、システム販売に参加する民有林所有者等及び協定予定需要者は、システム販売の実施に係る条件等に合意した場合に、三者協定を締結。

6. 販売

販売単価については、別途、民国独自で協議のうえ決定し販売。



※審査には、民有林所有者等は参加できません
※審査結果は、速やかに民有林所有者等に伝達

※協定内容は、基本的な遵守事項等